補助54号線沿道地区

行づくリニュース



第9号

8和4年9月

発行:烏山総合支所街づくり課

補助54号線沿道地区 地区計画・地区街づくり計画等を変更します

日頃より世田谷区の街づくりにご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

世田谷区では、東京都による都市計画道路補助第54号線(以下「補助第54号線」という)の整備を契機に沿道地区の街づくり検討を進めて参りました。これまでに意見交換会や説明会等でいただいた地域の皆様のご意見等を踏まえ、令和4年6月に地区計画変更(案)、地区街づくり計画変更(案)等について縦覧及び意見書の受付を行い、1件の意見書が提出されました(詳細は8ページをご覧ください)。

令和4年7月に世田谷区都市計画審議会に諮問し、答申を得ましたことから、以下の通り地区計画、地区街づくり計画等の変更を行う予定です。

変更•告示

令和4年10月3日(月)予定

【対象計画】

- ●世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区計画
- ●世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区街づくり計画
- ●高度地区
- ※変更するのは、『補助54号線沿道地区』の区域内(2ページ参照)についてです。 住宅地区については、変更ありません。
- ※用途地域の変更については、東京都において手続きを進めています。

ご注意下さい

変更・告示日(令和4年10月3日予定)以降に 建築行為等を行おうとする場合は、変更後の地区計画・ 地区街づくり計画等が適用されます。

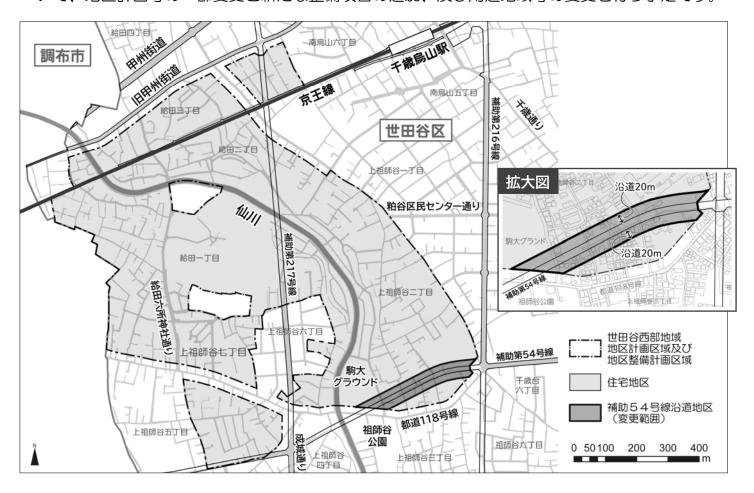
詳しくは、烏山総合支所街づくり課へお問い合わせください。 また、建築行為等を行う場合の届出手続きにつきましては、 8ページをご覧ください。



■ 地区計画等の変更と用途地域等の変更について

区では、平成5年に世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区計画及び世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区街づくり計画(以下「地区計画等」という)を決定し、区画道路の整備や建築制限、植栽などに関する街づくりのルールを定めています。

このたび、補助第54号線の道路事業の進捗に併せて、3ページでお示しする地区計画の目標・方針を基に、下図の「補助54号線沿道地区」(補助第54号線の沿道20mの区域)において、地区計画等の一部変更と新たな整備項目の追加、及び用途地域等の変更を行う予定です。



整備項目	用途地域等	地区計画等	地区 計画	地区街づくり計画
容積率の最高限度	<u>200%</u>	80% (制限解除後は200%)	•	•
建蔽率の最高限度	<u>60%</u>	40% (制限解除後は60%)	•	•
敷地面積の最低限度	<u>70m</u> ²	125㎡	•	•
高さの最高限度	25m第2種高度地区	17m	•	•
形態又は 色彩・意匠の制限	斜体で書かれた 内容は、地区計画 により別途制限を 定めます。	建築物等の形態・意匠は、周囲と調和の 取れたものとする。	•	•
垣又はさくの構造 の制限		道路に面した垣又は柵は、生垣又はフェ ンス等に沿って緑化したものとする。	•	•
樹木の保全と 緑化の促進		積極的に既存樹木の保全に努める。また、 建蔽率に応じた緑化に努める。		•
建築物の構造の制限	※詳細は3~5	耐火建築物等又は準耐火建築物等とする。		•
雨水流出抑制施設 の設置	ページ参照	建築物の敷地内において、雨水貯留浸透 施設の設置に努める。		•

■ 地区計画変更の概要 《目標・方針》

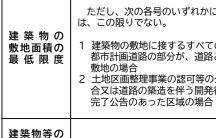


下線部分が、既存の地区計画から変更する箇所です。

		、以下の地区計画から交更する国所です。		
名 称 世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区計画		世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区計画		
位	品田二丁目及び給田三丁目各地内 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
面積約		約 86. 9ha		
地区計画の目標		当該区域は、世田谷区西部に位置し、農地等の散在する緑豊かな郊外住宅地である。区域の状況は、道路、公園等の基盤施設が未整備なまま市街化が進行し、防災上問題のある住宅地が形成されつつある。 当地区内の都市計画道路、公園・緑地等の整備推進にあたっては、道路及び公園緑地整備方針に従い、土地区画整理事業を含めた面整備事業等に合わせて行うものとする。本計画は、地区における土地区画整理事業等の面整備事業の導入を推進し、市街地の総合的な整備を目指す。農地等低・未利用地の市街化に際しては、積極的に面整備事業の誘導を行うことにより適切な基盤施設を整備し、良好な住宅地の形成を図る。また、面整備事業導入までの経過的段階においては、最低限必要な区画道路の整備を、本計画における規制・誘導により推進するなどして、幹線道路から著しく離れている地区等の事業可能性の増進に寄与するとともに、事業に移行した地区についても、周辺アクセス道路の充実や土地利用制限の段階的解除などによって支援する。以上のような段階的整備を推進することにより、地区全体における住宅市街地としての都市機能の向上を図ることを目標とする。		
区域	土地利用の 方 針	都心周辺の住宅地として、緑豊かな環境を生み出すとともに農地等の自然的環境を保護・育成する。農地と住宅地が共存する農園住区として宅地系土地利用と農・緑地系土地利用との調和を目指す。 面整備事業による整備が行われていない地区(以下「未整備地区」という。)においては、既存の農・緑地等を活用した緑豊かで潤いのある低層住宅地としての土地利用を誘導する。また、補助54号線沿道地区においては、沿道市街地の防災性を高めることで延焼遮断機能の向上を図るとともに、生活利便施設等が適切に配置される住宅を主体とした土地利用を誘導する。面整備事業による整備済地区(以下「整備済地区」という。)においては、公園・緑地を中心とした緑の拠点を確保し、事業効果に応じた良好な中層又は中高層住宅地として、新たな土地利用を誘導する。		
の整備・	地区施設の 整備の方針	地区の防災性、利便性及び快適性を確保し、良好な住宅市街地の形成を図るため基盤整備の目標は、区域面積に対して道路率を18%以上、公園率を3%以上とする。 未整備地区においては、事業導入のための道路の確保及び当面の期間における安全性の向上を図るため、区画道路を適切に配置する。なお、区画道路の指定にあたっては、既存道路を真重するとともに、新設道路についてもネットワーク形成等を考慮の上定めるものとする。		
開発及び保全に関する方針	建築物等の整備の方針	良好な居住環境の形成を図るため、未整備地区においては、地区施設整備の進捗に応じて、建蔽率の最高限度、容積率の最高限度及び敷地面積の最低限度を定める。また、補助54号線沿道地区においては、地区施設整備の進捗に応じて、建蔽率の最高限度及び容積率の最高限度を定めるほか、地域の防災性を向上させるため、敷地面積の最低限度を定めるとともに、周辺の低層住宅地に配慮しつつ、街並みの調和を図るため、建築物等の高さの最高限度を定める。整備済地区においては、その整備水準及び地区の特性に見合う土地利用を誘導するため、必要に応じて新たな制限を定めるものとする。 景観を考慮した緑豊かで潤いのある街並み空間の形成のため、垣又はさくの構造の制限を定める。		
	その他当該 地区の整備、 開発及び保 全に関する 方 針	1 補助54号線沿道地区では、緑豊かな街並みを形成するため、既存樹木の保全及び敷地内 の緑化に努める。 2 補助54号線沿道地区では、地区内の河川・下水道等への雨水の流出を抑制し、浸水被害 の防止を図るため、雨水貯留浸透施設の整備を促進する。		

地区引起水电水坝电 "地区教供引起》

	一地	区計画	画変更の概要 《地区整備計画》				
地区	- V	<u>名 称</u>	住宅地区	補助54号線沿道地区			
区分面積			約85.0ha	約1.9ha			
地 区 施 設 (道路)の配置及び規模			満の場合については、その計画幅員を6mとする。 ただし、次の各号のいずれかに該当する区域には、区画 1 次の公告(以下「土地区画整理事業の認可等の公告」と (1) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第9条 (2) 土地区画整理法等21条第3項の規定による土地区画 (3) 土地区画整理法第51条の9第3項の規定による土地 (4) 土地区画整理法第55条第9項及び第69条第7項の (5) 土地区画整理法第71条の3第11項の規定による施				
	容和	等物の 責取度	説明① 8/10 ただし、次の各号のいずれかに該当する敷地にあっては 1 建築物の敷地に接するすべての区画道路の部分及び都「都市計画道路」という。)の部分が、道路として整備 2 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域の場合が可の工事完了公告のあった区域の場合	の制限が解除となり、用途地域で定める制限 <u>(補助54号線沿道地区では容積率200%・建</u> 前された当該敷地の場合 では道路の築造を伴う開発行為で開発許 補助54号線沿道地区 [2] 6m以上 補助第54号線			
建建	建桶	集物の 抜率の 高限度	説明① 4/10 ただし、次の各号のいずれかに該当する敷地にあっては 1 建築物の敷地に接するすべての区画道路の部分及び都可れた当該敷地の場合 2 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域の場合で可の工事完了公告のあった区域の場合	(40%) 、この限りでない。 「大力・制限解除 可能 制限解除 可能 制限解除 可能 制限解除 ではない 対象 はない			
事	敷地	を物の 面積の 乱限度	100㎡ ただし、次の各号のいずれかに該当する敷地にあっては、この限りでない。 1 建築物の敷地に接するすべての区画道路の部分及び都市計画道路の部分が、道路として整備された当該敷地の場合 2 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域の提	説明② 用途地域で定める制限(70㎡)ではなく、 地区計画で定める制限(125㎡)が適用 されます。			



2 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域の場 合又は道路の築造を伴う開発行為で開発許可の工事

説明③

17m

建築物等の 形態又は色 彩その他の 意匠の制限

高さの

最高限度

建築物等の形態及び意匠は、周囲と調和の取れたものとする。

法第42条第1項第1号又は第2号に該当する道路に 又は 垣 面して垣又はさくを設ける場合は、生垣又はフェンス等 さ く の に沿って緑化したものなどとする。ただし、高さが60 構造の制限 c m以下の部分についてはこの限りでない。

説明④

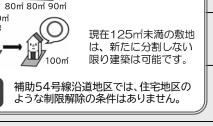
道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生垣又は フェンス等に沿って緑化したものなどとする。ただし、 高さが60cm以下の部分についてはこの限りでない。

面積100㎡

の敷地

ご注意

下さい



場合、125㎡未満の敷

地では建築できません。



説明④ _] 60cm以下

補助54号線沿道地区では 全ての道路に対して制限します

地区街づくり計画変更の概要

<u>下線部分</u>が、既存の地区街づくり計画から変更する箇所です。

名	称	世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区街づくり計画
位	置	※地区計画と同様(3ページ参照)
面	積	約 86.9ha ※地区計画と同様(3ページ参照)
地区	街づくり計画の目標	※地区計画と同様(3ページ参照)
	土地利用の方針	※地区計画と同様(3ページ参照)
区	地区施設の整備の方針	※地区計画と同様(3ページ参照)
保全に関する方針区域の整備・開発及び	建築物等の整備の方針	※既存の地区街づくり計画に、下記内容を追加 また、補助54号線沿道地区においては、地区施設整備の進捗に応じて、 建蔽率の最高限度及び容積率の最高限度を定めるほか、地域の防災性を向上 させるため、敷地面積の最低限度と建築物の構造の制限を定めるとともに、 周辺の低層住宅地に配慮しつつ、街並みの調和を図るため、建築物等の高さ の最高限度を定める。
\partial \parti	その他当該地区の整備、開 発及び保全に関する方針	※地区計画と同様(3ページ参照)

地区整備計画では、地区計画で定める地区整備計画(4~5ページ参照)に加えて、下記の事項を定めます。

	地区の	<u>名 称</u>	住宅地区	補助54号線沿道地区			
	区分	<u>面 積</u>	約85. Oha		約	1. 9 h a	
		建築物の構造の	_	建築物は	建築物は、耐火建築物等又は準耐火建築物等とする。		
	建築物等に関する事項	関 の 限 り り り り り り り り り り り り り り り り り り	替え			こ主要な構造部分 などして倒壊しな	
			耐火建築! R C造や大 鉄骨造など	規模な	(階数)	こ主要な構造部分 こより2〜3時間 て倒壊しない構造 	以上) 耐える
地区整備計画	緑化の整備事項		-				ては、建蔽率に応
画 		緑化の樹木の保	面積	建蔽率	40%~50%	60%~70%	80%
		全と緑化の 促進		nd以上 満の敷地	中木3本	中木2本	中木1本
		世田谷区みとによる緑化基	(注)150㎡以上の敷地は、 世田谷区みどりの基本条例 による緑化基準が適用され、 緑化の届出が必要です。 ※ 中木とは、植栽時の樹木の高さが1.0m以上のものをいう。				
	7.0 ML			建築物の)敷地内において、	雨水貯留浸透施	<u>設の設置に努める。</u>
	その他 の整備 事項	雨水流出 抑制施設 の 設 置	雨水貯留浸	透施設		'チ、雨水浸透桝、 水貯留施設など	透水性舗装、

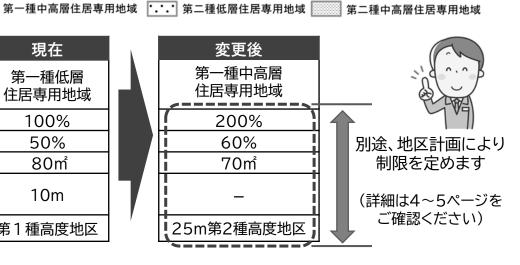
■ 用途地域等変更の概要

地区計画等の変更により地区の特性に応じた街づくりを誘導するのに応じて、補助54号線沿道地区(下図参照)で、第一種低層住居専用地域を第一種中高層住居専用地域に変更し、これに伴い高度地区を変更します。なお、用途地域の変更は東京都が世田谷区と協議の上、決定します。

現在、東京都と協議中です。 上祖師谷工工母 25m2高 補助 5 4 号線沿道地区 12m/1高 60/200 マークの見方 60/200 現在 第一種低層住居専用地域 10m/1高 70 70 50/100 粕谷至丁目 ※高度地区等 沿道20m 80 変更後 第一種中高層住居専用地域 建蔽率/容積率 補助第54号線 最低敷地面積 [′]25m2高՝ ※10m、12mは用途地域 60/200 で定める絶対高さ 70 準防火地域 19m2高 10m/1高 10m/1高 60/200 19m2高 工程師谷三丁星 防火指定なし 50/100 30/60 60/200 10m/1高 70 16m1高 40/80 50/150 祖師谷公園 0 25 50 100 150 200 100 上祖師谷四月 80 凡 例 (用途地域)

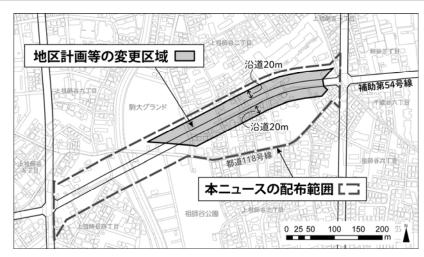
	区分	現在
用途地域	種類	第一種低層 住居専用地域
	容積率の最高限度	100%
地	建蔽率の最高限度	50%
域	敷地面積の最低限度	80m²
	用途地域で定める 絶対高さ	10m
高度地区		第1種高度地区

第一種低層住居専用地域





街づくりニュースの配布範囲とバックナンバー



これまでの街づくりニュースや 関連する資料は、世田谷区のホームページからご覧いただけます。

◎ 補助54号線沿道 街づくり



▲二次元コード

※このニュースは、補助第54号線の概ね沿道30mの範囲(上図参照)にお住まいの方、土地・建物を所有する方に投函・郵送しています。

■ 地区街づくり計画変更(案)に対する意見書について

令和4年6月9日~23日に都市計画法第17条及び世田谷区街づくり条例第14条に基づく地区計画等変更(案)の縦覧及び意見書の受付を行ったところ、地区街づくり計画変更(案)について意見書(1通(1名))の提出がありました。

【対象計画】世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区街づくり計画

意見書の要旨

「土地の一部」が補助54号線沿道地区に含まれている場合の容積率・建蔽率は、土地の割合に応じて按分すると聞いた。これでは容積率・建蔽率が明確に決まらず非常にわかりづらく、今後の土地・不動産の継承などにおいても不都合があると考えている。そのため、「土地の一部」が補助54号線沿道地区に含まれている場合には、その「土地全体」に対して補助54号線沿道地区の緩和された容積率・建蔽率を適用するという形に変更していただけないか。

区の回答

本地区街づくり計画(変更案)における容積率・建蔽率は、区画道路の整備等が行われた敷地については、地区街づくり計画に定める制限を解除し、用途地域で指定されている容積率・建蔽率が適用される規定となっております。

2以上の用途地域にまたがる敷地の容積率・建蔽率が、 各地域に属する敷地の割合に応じて按分される旨の規定は、 建築基準法第52条第7項及び同法第53条第2項により 定められています。

そのため、ご意見に沿った容積率・建蔽率を適用する変更はできません。

■ 地区計画等の届出手続き

地区計画・地区街づくり計画の区域内では、次の行為に着手する30日前まで、かつ建築確認等の申請前に、烏山総合支所街づくり課まで、地区計画と地区街づくり計画の届出が必要となります。

◆地区計画等の届出が必要な行為

- 1. 土地の区画形質の変更 (切土や盛土、道路や宅地の造成など)
- 2. 建築物の建築 (新築、増改築、移転など) 又は工作物の建設
- 3. 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更

◆事前相談から工事着工までの流れ 工事着工の30日以上前 地区計画 事前調査 建築確認 地区街づくり計画 工事着工 相談 申請 届 出 適合通知書交付 確認済証交付 又は要請・勧告 事前相談 届出書提出 申請書提出 烏山総合支所 街づくり課 建築主事(都・区)又は指定確認検査機関

【お問合わせ先・届出先】

世田谷区 烏山総合支所 街づくり課 (担当:増田、吉村、嶋田)

所在地: 〒157-8555 世田谷区南烏山6-22-14

電 話: 03-3326-9618 FAX: 03-3326-6159

